＜戸籍訂正許可＞

１　概要

戸籍の記載が法律上許されない場合，錯誤又は遺漏がある場合及び創設的届出が無効である場合に，戸籍の訂正をするには，家庭裁判所の許可が必要です。

創設的届出とは，婚姻，養子縁組等，届出によって法律上の効果を生じる届出のことです。

２　申立人（申立てができる人）

　・当該戸籍の記載につき身分上又は財産上の利害関係を有する者

　・当該戸籍の届出人

　・当該戸籍に記載された本人

３　申立先

　・訂正すべき戸籍のある地の家庭裁判所となります。

　・訂正すべき戸籍のある地が東京都内の場合の申立先は，次のとおりです。

|  |  |
| --- | --- |
|  　　（訂正すべき戸籍のある地） | 　 （申立先） |
|  東京２３区内，三宅村，御蔵島村，小笠原村 | 　東京家庭裁判所（本庁） |
|  八丈町，青ヶ島村 | 　東京家庭裁判所八丈島出張所 |
|  大島町，利島村，新島村，神津島村 | 　東京家庭裁判所伊豆大島出張所 |
|  上記以外の市町村（多摩地区） | 　東京家庭裁判所立川支部 |

　　訂正すべき戸籍のある地が東京都以外の場合の管轄については，裁判所ウェブサイトの裁判所の管轄区域をご覧ください。

４　申立てに必要な費用

　・収入印紙・・訂正すべき原因ごとに800円

 ・連絡用の郵便切手・・500円×2枚，84円×6枚，10円×5枚，5円×2枚

　　　　　　　　　　　　 　（合計1,564円分）

５　申立てに必要な書類

　・申立書１通・・【申立書】・【申立書記載例】を参照

　・訂正する戸籍（除籍，改製原戸籍）謄本１通

　・訂正する戸籍に申立人が記載されていない場合には，申立人の利害関係を証する資料，申立人の戸籍謄本（全部事項証明書）等１通

　※　戸籍謄本等は３か月以内に発行されたものを提出してください｡

　※　事案によっては，このほかの資料の提出をお願いすることがあります。

注　家事事件手続（調停，審判，調査等）においては，録音・録画・撮影は禁止されてい

ます。